

(一般会計分) 令和 6 年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業

調査研究課題 (二次公募)

調査研究 課題番号	調査研究課題名
1	流産・死産等に係る医療機関等における支援のための調査研究
2	諸外国の母乳バンクの実態等に関する調査研究
3	児童福祉施設における栄養管理（栄養ケア）の実態把握に関する調査研究
4	外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例措置の効果検証等に関する調査研究
5	障害児保育の財政支援および受入れ方策等に関する調査研究
6	保育所等における乳幼児の健康診断に関する調査研究
7	地域こどもの生活支援強化事業及びひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業の実態把握等に関する調査研究
8	離婚前後の家族への支援についての実態把握等に関する調査研究
9	こども政策における障害児支援施策について、国際動向に対応した諸外国の政策等に関する調査研究
1 0	保護者の思想信条等に起因する医療ネグレクトに関する調査研究
1 1	児童福祉司の階層別研修に関する調査研究
1 2	児童相談所業務におけるデジタル技術の利活用の在り方に関する調査研究

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題 1	流産・死産等に係る医療機関等における支援のための調査研究
調査研究課題を設定 する背景・目的	流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等については令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等に関する調査研究」における、当事者（流産・死産を過去5年以内に経験した女性）への調査において、流産・死産の経験やつらさに関する各項目について、約3分の1が話を聞いて欲しかったと回答しているものの、地域の専門相談窓口等に相談した方は5.2%となっており、支援を必要とする方が適切な相談窓口につながっていないという課題が浮き彫りとなった。こうした背景を踏まえ、令和3年5月31日付け母発0531第3号母子保健課長通知において、母子保健法第6条第1項に規定する「妊産婦」とは、妊娠中又は出産後1年以内の女子をいい、この「出産」には、流産及び死産の場合も含まれ、産婦健康診査事業や産後事業の対象となることや、死産届に関する情報共有を図ること等を依頼しているところである。また、性と健康の相談センター事業における不妊症・不育症等ネットワーク加算として、当事者団体によるピアサポート活動等への支援を実施しており、流産や死産を経験した方への心理社会的支援やピアサポート活動等への支援も含まれる旨を事務連絡にて、自治体に周知し支援を依頼しているところ。 また、人工妊娠中絶においては、これまで国内において、妊娠初期の人工妊娠中絶の方法として掻爬法や吸引法といった手術のみであったが、令和5年4月に経口妊娠中絶薬（ミフェプリストン/ミソプロストール）の製造販売の承認がなされた。令和3年度の子ども・子育て支援推進調査研究事業において、流産や死産、人工妊娠中絶など、こどもを亡くした方への支援について調査を実施し、「支援の手引き」やこどもを亡くしたご家族に配布・提示する情報提供のためのリーフレットを作成したところであるが、当該調査研究における、中絶を経験した女性を対象にした調査では、相談ニーズがあり、自治体等による支援の受け皿もあるが、必要な支援が届いていない状況が明らかになっていることから、医療機関等においても人工妊娠中絶を検討されている方や受けられた方等が支援につながるような取組を推進する必要がある。 上記のような状況を踏まえ、①医療機関等における流産・死産及び人工妊娠中絶を経験された方への支援等についての実態調査（アンケート調査）の実施②流産・死産等を経験した女性を対象とした実態調査（インターネット調査）、③人工妊娠中絶をされた方への支援の資材（医療機関等で活用できるような、近年の動きも踏まえ、心理面（不安等）の支援だけでなく身体的な症状、支援窓口の情報等も記載したもの）を作成することを目的とする。

	・令和２年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等に関する調査研究」 https://www.mhlw.go.jp/content/000766912.pdf ・令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「子どもを亡くした家族へのグリーフケアに関する調査研究」https://www.cancerscan.jp/news/1115/ ・流産・死産等を経験された方のピア・サポート活動等への支援について (令和４年６月３日付け厚生労働省子ども家庭庁母子保健課事務連絡) https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ff96e5f0-77b0-4176-a531-96135152c239/6f447a0e/20230401_policies_boshihoken_tsuuchi2022_39.pdf ・流産・死産等を経験された方へ（こども家庭庁HP） https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/ryuuzan/
想定される事業の 手法・内容	１．有識者による検討会の設置・運営、会議資料、議事録作成等 関係団体及び自治体等の代表者（５～７名程度）から構成される検討会（３～４回程度）を設置し、以下について検討を行うこと。また、有識者の委嘱及び謝金手続き、会議の日程調整、開催案内、資料送付等の検討会に関する事務手続きを行うこと。検討会開催にあたり、有識者への事前打ち合わせが必要な場合は、調整を行うこと。なお、有識者の選定については母子保健課と相談の上、決定すること。 【検討事項】 ①２.に掲げる医療機関等への実態調査に関する調査設計、調査項目。 ②流産・死産等を経験した女性等を対象とした実態調査（インターネット調査）に関する調査設計、調査項目等の検討。 ③医療機関等で使用可能な人工妊娠中絶をされた方への支援資材を作成。 ※ 検討会の開催方法は、様々な状況等を踏まえ、対面・オンライン・ハイブリッド開催を適切に選択すること。 ２．医療機関等への実態調査等（アンケート調査） （１）アンケート調査票の発出及び回収・集計 産婦人科の医療機関等を対象として、アンケート調査票を送付し、回答の回収・集計を行う。調査対象の選定にあたっては、地域や事業類型に偏りがないよう考慮すること。調査項目等については、調査研究実施者において素案を作成し、検討会における意見を踏まえ修正等を行うものとする。 （想定される主な調査項目）

・基礎情報（所在地、施設の類型、病院の機能、病床数等）
・診療情報（流産・死産・人工妊娠中絶の対応件数、方法、費用等）
・流産・死産および人工妊娠中絶等を経験された方に対応するスタッフの職種
・流産・死産及び人工妊娠中絶の方へのケアの内容
・研修やマニュアル等ケアの支援の質を担保する取組み
・自治体、医療機関との連携
・自治体の相談窓口（性と健康の相談センター）、NPO等の団体との連携状況等

（２）流産・死産等を経験した女性等を対象とした実態調査（インターネット調査）

（想定される主な調査項目）

・流産死産・人工妊娠中絶の経験の有無、時期（妊娠週数）、手法等
・相談の有無、相談した相手・機関、相談による気持ちの変化、日常生活への影響等
・助けになった支援、ピアサポートへの参加の有無、医療機関や自治体の専門職による支援の必要性等

※調査方法や、調査項目の検討にあたっては、令和２年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等に関する調査研究」、令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「子どもを亡くした家族へのグリーフケアに関する調査研究」を参考とすること。また、調査項目に関しては項目令和２年度、令和３年度の調査からの比較分析等ができるようにすること。

（３）（１）～（２）の調査については、流産・死産および人工妊娠中絶をされた方への支援の体制整備の充実に向けた検討を行う際の基礎資料に資するよう、医療機関等における課題、必要な支援、流産・死産等を経験された方の支援のニーズ等について、自治体等の連携も踏まえた分析を行う。分析結果については、調査研究実施者において素案をとりまとめ、検討会における意見を踏まえ修正等を行うものとする。その上で、医療機関等で使用可能な人工妊娠中絶をされた方への支援資材を作成すること。支援資材については、医療機関等で配布することを想定し、A4サイズ両面の電子媒体で作成すること。その際、デザイン性や見やすさ等を考慮したものにする。

なお、本調査研究を進めるにあたっては、令和４年度こども家庭行政推進調査事業費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業

「経口妊娠中絶薬導入後における人工妊娠中絶の実態調査及び適切な情報提供等に関する研究」の成果物を参照しつつ、適宜、母子保健課と協議す

	ること。 また、本調査研究に関する内容について公表する場合は、予め母子保健課の承認を得ること。
求める成果物	1. 上記2の調査による結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書。また、上記2のアンケート調査の集計結果に係る電子データ（原則Excelとする）一式。 2. 本調査の分析を踏まえ、医療機関等で使用可能な人工妊娠中絶をされた方への支援資材を作成すること。また、電子データでも提出すること。
担当課室・担当者	成育局母子保健課 課長補佐（内線 03-6859-0041）

令和 6 年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題 2	諸外国の母乳バンクの実態等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	令和 4 年人口動態統計によると、出生児体重 1500g 未満と定義される極低出生体重児の年間出生数は、5736 名であった。海外のエビデンスによると、早産児、特に極低出生体重児については、壊死性腸炎等の合併症予防のため、早期の経腸栄養、特に母乳による栄養摂取が有効であるとされている。このため、早産・極低出生体重児では、母親の母乳が得られない等の場合には、母乳バンクで低温殺菌されたドナーミルクを利用することを考慮するよう、日本小児医療保健協議会栄養委員会より提言がなされている。 国内においては、現状、一般社団法人日本母乳バンク協会及び一般社団法人日本財団母乳バンク、藤田医科大学病院 日本財団母乳バンクの 3 つの民間の母乳バンクが運営されている。令和 2 ～ 4 年度厚生労働科学研究費補助金「ドナーミルクを安定供給できる母乳バンクを整備するための研究」（令和 5 年度からこども家庭科学研究費補助金に移管）においては、北米母乳バンク協会や欧州母乳バンク協会のガイドライン等を参考に、「母乳バンク運用基準」が研究班により作成され、先述の母乳バンクにおいては、本運用基準に沿い、ドナーに対する感染症検査や母乳の低温殺菌処理・培養検査等、提供されるドナーミルクの安全性等を確保するための取組がなされている。このような取組が背景となり、国内のドナーミルクの利用機関や利用人数は徐々に増加してきている。 一方、医療機関においては、ドナーミルクを利用するために施設内での倫理審査が必要とされる場合があることや、ドナーミルクを利用するためにかかる費用の確保等について課題があると指摘されている。また、利用人数が増える中、健康被害等が生じた場合の対応や報告の仕組みのさらなる整備が求められる。こうした課題に対応するためには、ドナーミルクに対する国際的な動向を踏まえた検討が必要である。たとえば、近年、EU では、ドナーミルクやその他のヒト由来の物質の安全性と質を担保するため、新たな規制が導入されつつある。 本調査研究課題においては、ドナーミルクの制度上の運用・取扱について、 ・諸外国の行政機関において定められるドナーミルクに関わる法令・制度及び運用状況等を把握し整理するとともに、 ・近年の国際的な動向について情報収集すること を目的とする。 成果物は、今後、我が国におけるドナーミルクの制度上の検討に資する知見として活用されることが期待される。
想定される事業の手法・内容	（１）海外諸国におけるドナーミルクに関する制度の情報収集 諸外国におけるドナーミルクに関わる法令・制度及び運用状況として、以下の事項を情報収集する。

- ・ドナーミルクを規制する法令の有無及び有の場合はその概要
- ・法令に基づくドナーミルクの取扱分類（医薬品、食品、血液、又はその他）とその考え方、法令に定められていない場合は運用上見なされている取扱分類とその考え方
- ・医療におけるドナーミルクの位置づけ（対象患者等）
- ・母乳バンクに対する認可・許可や監査の仕組みやバンクの運営主体
- ・健康被害が生じた際の責任主体や補償の仕組み
- ・ドナーミルクの販売状況（経路、価格、一般市民による購入の可否等）
- ・母乳バンクの運営状況（運営費の資金源（NPO、公的補助、寄付など）、原価等）
- ・ドナーミルクの制度に関連する医療保険制度等についての基礎的な情報
- ・その他必要な項目

調査の対象とする国は、概ね6～8か国（アメリカ、フランス、イギリス、ノルウェー、オーストラリアを含めること。そのほか、日本における制度上の検討に資すると考えられる国があれば追加すること。）とEUその他とする。対象国において州等の地域によって状況が異なる場合は複数の州等の地域について情報収集する。

情報収集については、文献検索やウェブサイトから必要な情報を収集・整理すること。その際、可能な限り、行政機関等の公的機関や学会等の信頼性の高いソースから情報を入手すること。また、必要に応じて担当者にヒアリング・メール照会するなどして、必要な情報を深掘りできる体制を有することが望ましい。

（２）WHO等の国際機関におけるドナーミルクに関する動向調査

WHO、UNICEF等の国際機関から、ホームページ等において公表されているドナーミルクに関わる文書を収集し、文献リストを作成したうえで、時系列で概要をまとめる。具体的には、ドナーミルクに関する取組方針、ドナーミルクの制度上に関する分類や位置づけに関する声明や、母乳バンクの管理やプロセスに関する推奨等を想定している。調査の対象とする期間は少なくとも2000年以降とし、可能な限り最新の情報まで入手すること。

情報収集については、文献検索やウェブサイトから必要な情報を収集・整理すること。その際、可能な限り、行政機関等の公的機関や学会等の信頼性の高いソースから情報を入手すること。また、必要に応じて担当者にヒアリング・メール照会するなどして、必要な情報を深掘りできる体制を有することが望ましい。

なお、（１）及び（２）について、調査の進め方や情報収集項目について

	は、適宜こども家庭庁成育局母子保健課担当者と協議すること。
求める成果物	上記内容を実施したうえで、報告書及びその概要を作成する。 概要として、調査研究全体の概要の他、 ・（１）を踏まえた、諸外国の状況一覧 ・（２）を踏まえた、国際機関におけるドナーミルクに関する時系列まとめ を別に作成する。 電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。報告書等については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。
担当課室・担当者	成育局母子保健課 課長補佐（03-6859-0041）

令和 6 年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題 3	児童福祉施設における栄養管理（栄養ケア）の実態把握に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	食事を通じたこどもの健やかな発育に当たっては、こどもの身体・栄養状態等を適切に評価し、評価を踏まえた栄養・食生活支援を行うことが重要である。こども家庭庁では、保育所を始めとする児童福祉施設において、乳幼児の発育の過程に応じた適切な栄養管理や食事の提供を行えるよう、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成 22 年厚生労働省）及び「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成 24 年厚生労働省）を統合し、食事の PDCA サイクルを活用した一人一人のこどもに応じた食事の提供や栄養管理の実践に当たっての考え方を、示すこととしている。 児童福祉施設の類型として、障害児の生活を支える施設がある。障害児が健やかに発育・発達し、自立して快適な日常生活を営み、尊厳ある自己実現をめざすためには、障害児一人ひとりの健康・栄養状態や食生活の質の向上を図ることが不可欠であり、「食べる楽しみ」の支援を充実していくことは重要なことである。しかし、障害児は、成長・発達低栄養と過栄養の二重負荷が存在するとともに、食事時の兆候・症状として、摂食嚥下機能障害や偏食、感覚過敏等の特性が観察されることから、適切な栄養補給を難しい場合がある。 近年、児童福祉施設における栄養管理に関する調査研究については、主に保育所、乳児院及び児童養護施設において行われてきたが、障害児を対象とした施設における詳細な調査研究が行われておらず、障害特性を踏まえた適切な栄養管理（栄養ケア）が行われるよう、その実態を把握する必要がある。 ○令和 3(2021)年度児童福祉施設における栄養管理のための研究 児童福祉施設における栄養管理のための研究 厚生労働科学研究成果データベース (niph.go.jp) 本事業では児童発達支援センター及び障害児入所施設（福祉型及び医療型）における栄養管理（栄養ケア）の実態調査を実施し、好事例を収集し、児童福祉施設における障害児に対する食事提供の質の向上に資する基礎資料とする。
想定される事業の手法・内容	1. 有識者による検討会の設置・運営、会議資料、議事録作成等 栄養学、摂食嚥下機能等を専門とする有識者並びに関係団体及び自治体等の代表者（5～7 名程度）から構成される検討会を設置し、以下について 3 回程度開催して検討すること。また、有識者の委嘱及び謝金手続き、会議の日程調整、開催案内、資料送付等の検討会に関する事務手続きを行うこと。検討会開催にあたり、有識者への事前打ち合わせが必要な場合は、

調整を行うこと。なお、有識者の選定については母子保健課と協議の上、決定すること。

【検討事項】

①児童発達支援センター及び障害児入所施設（福祉型及び医療型）に対する実態調査の調査項目、ヒアリング対象施設の選定基準等の検討

②調査結果の分析、取りまとめ

※ 検討会の開催方法は、様々な状況等を踏まえ、対面・オンライン・ハイブリッド開催を適切に選択すること。

2. 児童福祉施設の実態調査等（アンケート調査・ヒアリング調査）

（1）アンケート調査票の配布及び回収・集計

アンケート調査の調査項目については、調査研究実施者において素案を作

成し、検討会における意見を踏まえ修正等を行うものとする。アンケート調査の協力依頼文、記入要領、アンケート調査票については、調査研究実施者が作成・準備し、こども家庭庁の協力の下で、都道府県を通じて各施設に配布、調査研究実施者がアンケート調査票を回収することを想定している。

（想定される主な調査項目）

- ・基礎情報（所在地、定員、在籍者の数、調理業務の委託状況、管理栄養士・栄養士の配置の有無等）
- ・利用者・入所者の特性
- ・食事の提供数
- ・食事の提供に関わる職種及びその人数
- ・栄養管理（栄養ケア）を担う者に関する情報
- ・食事提供加算の状況
- ・栄養管理（栄養ケア）の実施方法
 - －アセスメント（身体状況、食事の摂取状況、嗜好等）
 - －目標設定と食事計画（給与栄養目標量の設定、献立の栄養価計算の

実施

等)

- －実施・推進／モニタリング（調理形態や提供量の調整等）
- －評価やアセスメント結果を踏まえた対応（給与栄養目標量の見直し

等)

- －保護者への支援・連携の内容

- ・多職種との連携状況
- ・自治体との関わり（栄養管理に関する取組に関して）
- ・日常の食事の提供において工夫していること、困っていること、難し

	いこと 等 (2) ヒアリング調査 (1) の調査結果等を踏まえ、管理栄養士や栄養士の業務内容や多職種と連携した取組など、他の施設において参考になると考えられる取組事例（7 例程度）について、詳細を把握するためのヒアリング調査を実施する。 (3) (1) ～ (2) の調査については、それぞれ現状と課題、施設で行われている対応・工夫、求められる支援等について、整理して結果を取りまとめる。 なお、本調査研究を進めるに当たっては、「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」の改定の際に行われた研究調査の成果物を参照しつつ、適宜、母子保健課と協議すること。また、本調査研究に関する内容について公表する場合は、予め母子保健課の承認を得ること。 ○厚生労働省 令和4 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 「児童福祉施設等における 栄養管理や食事の提供の支援に関する調査研究」報告書（みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社） r04kosodate2022_05.pdf (mizuho-rt.co.jp)
求める成果物	○ 調査結果等をまとめた報告書 報告書の提出に当たっては統計解析等に用いたデータセット、調査結果集計表の電子媒体（編集・加工が可能な媒体を含む）も提出すること。
担当課室・担当者	成育局母子保健課 栄養専門官 （内線 03-6862-0463）

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題 4	外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例措置の効果検証等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	認可外保育施設については、適正な保育内容及び保育環境の確保等を目的として、児童福祉法第59条及び認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁成育局長通知）（以下「指導監督基準」という。）に基づき、指導監督を実施している。 指導監督基準では、「保育に従事する者の概ね3分の1（略）以上は、保育士又は看護師（略）の資格を有する者であること」との基準が示されているところ、国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する乳幼児の全て又は多くが外国人であるものについては、「国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する乳幼児の全て又は多くが外国人であるものに係る認可外保育施設指導監督基準の取扱いについて」（令和5年12月13日こ成保第202号こども家庭庁成育局保育政策課長通知）に基づき、これらの資格を有する者が保育に従事する者の3分の1未満であっても、「概ね3分の1」以上であると判断し、当該基準を満たすものと取り扱って差し支えない（以下「特例措置」という。）こととしているところである。 本調査研究は、特例措置について、その有用性及効果を検証することを目的とする。
想定される事業の手法・内容	次の①～④の取組を行うこと。その際、当該課題に知見のある有識者等によって構成する検討委員会を設置し、助言を求めること。 また、調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁こども保育政策課認可外保育施設担当室と協議すること。 ① 地方自治体に対する意向調査 都道府県、指定都市、中核市（129か所）に対し、今後の特例措置の活用の有無やその理由等の調査を実施する。 ② 特例措置活用自治体に対するヒアリング調査 特例措置活用自治体（令和6年6月1日時点では2自治体（沖縄県、岡崎市））に対し、特例措置の活用に至った背景や、特例措置の効果、課題等の調査を実施する。 ③ 有用性及び効果等の検証 ①及び②の調査等から、特例措置の有用性及効果、課題、全国展開の必要性等の検証を行う。 ④ 特例措置の活用マニュアルの作成 ②の調査等から特例措置を活用するまでの手続きや、特例措置の有用性等をまとめた活用マニュアルを作成し、地方自治体に展開する。

求める成果物	・ 検討委員会の資料及び議事録 ・ 「想定される事業の手法・内容」の①及び②に関する調査関連資料一式 ・ 「想定される事業の手法・内容」の④に基づく特例措置活用マニュアル ・ 「想定される事業の手法・内容」の①～④に基づく、調査結果、有用性や効果の検証結果、課題、全国展開の必要性の有無等をまとめた報告書 ・ 報告書の概要資料（PowerPoint 1，2枚程度） を提出すること。 ※成果物については、紙媒体のほかの電子媒体（Excel、Word、PowerPoint 等）についても併せて提出すること ※成果物については全国の地方自治体に周知するため、ホームページへの掲載を前提とすること
担当課室・担当者	成育局保育政策課認可外保育施設担当室 指導係 (03-6858-0133)

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題 5	障害児保育の財政支援および受入れ方策等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	保育所における障害児のあるこどもの受入れ体制整備については、保育士の加配等に要する費用が地方交付税により措置されているが、自治体によりその活用状況に差があることや自治体の受入れ方針により障害児の保育時間等を一律に制限している場合があるといった課題がある。 そのため、本調査研究においては障害児の受入れについて地方交付税の活用による保育士の加配状況のおよび自治体における障害児の受入れ方針を中心とした、障害児保育の実態把握・好事例の収集を行い、改善策の基礎資料とする。
想定される事業の手法・内容	障害児保育の実態把握及び好事例の収集・検討を行う。 1. 実態把握 ① 自治体向け・保育所等向け調査による実態把握 自治体および保育所等に対して、障害児の受入状況、地方交付税措置による保育士の加配状況、障害児の受入れ方針等についてアンケートを実施し、回答を取りまとめる。 ② 好事例の収集、事例集の作成 ①による自治体・保育所等における障害児保育の実態把握の結果を踏まえ、創意工夫のある事例を抽出し、当該取組を行う自治体や保育所等に対してヒアリングを実施するなどして好事例集を作成する。 ③ 事業課題の分析、障害児保育の体制整備等の方向性の検証 ①の実態把握の結果や自治体・保育所等へのヒアリングなどを通じ、障害児保育の実施に係る課題を分析・整理するとともに、障害児保育の支援の充実に向けた対応や体制整備の方向性についてとりまとめる。 2. 検討会の設置 1. ②③の検討にあたっては、障害児保育に知見のある有識者、自治体・保育所等の現場関係者、障害当事者等によって構成する検討委員会を設置し、助言を求めることとする。 なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議すること。
求める成果物	障害児保育の実施状況等に関する調査結果及びその分析、ヒアリングによる取り組み事例などをまとめた報告書、自治体・保育所等へのヒアリングにより取りまとめた好事例集。 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。
担当課室・担当者	成育局保育政策課保育医療対策係 03-6858-0056

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題 6	保育所等における乳幼児の健康診断に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	保育所における健康診断は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条第1項において、入所時の健康診断及び少なくとも1年に2回の定期健康診断を学校保健安全法に準じて実施しなければならないと定めている（家庭的保育事業等については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準で同様に規定）。また、幼保連携型認定こども園における健康診断は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において、同じく学校保健安全法等を準用している。 しかし、学校保健安全法の対象は幼稚園等の学校であり、結果として3歳以上児が対象となっているのに対して、保育所、幼保連携型認定こども園等（以下「保育所等」という。）では3歳未満児もいるため、特に、低年齢である乳幼児（0～2歳）の視力、聴力、尿など、こどもの発達の状況によっては、学校と同じように実施することが困難な場合もある。このため、各保育所等や監査等を行う自治体から、各項目の取扱いや保育所等に合った実施方法等を具体的に示すよう求める声が挙がっている。 こうしたことから、本調査研究では、各保育所等における実施や地方自治体における監査等に資する事例等を把握することを目的とする。
想定される事業の手法・内容	○地域に偏りが生じないように抽出した保育所等における低年齢児（0～2歳）の健康診断の実施状況に関するアンケートの実施 ○保育所等による低年齢児の健康診断の好事例の具体的な実施方法や工夫、留意事項の収集 ○上記アンケート・事例収集の結果を踏まえて、乳幼児健診等の項目やその実施方法等も踏まえつつ、保育所等における低年齢児の健康診断の実施方法や工夫、留意事項等を明らかにした事例集の作成 なお、上記アンケートや事例収集、事例集の作成に当たっては、保育所等における健康診断に求められる目的に対して妥当な手法であるか、実施可能な内容であるかなどについて、専門的知見を有する者への意見の聴取等を行い、妥当性、実効性がある内容を検討すること。また、視力、聴力、尿に関する内容の検討を中心とするが、それら以外についても情報収集の上、必要に応じ検討を行うこと。 おって、調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議すること。
求める成果物	○調査結果、収集した事例等をまとめた報告書 ○保育所等の低年齢児における健康診断の実施に資する事例集及びその概要 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。
担当課室・担当者	成育局成育基盤企画課 企画法令第二係（03-6861-0054）

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題 7	地域こどもの生活支援強化事業及びひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業の実態把握等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	困窮するひとり親家庭を始めとした、要支援世帯のこども等（以下「ひとり親家庭等のこども等」という。）への支援のうち、食事等の提供に関する支援については、①自治体の実施主体となって実施する「地域こどもの生活支援強化事業」、②民間団体が実施主体となって実施する「ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業」により、食事や食品・食材、学用品、生活必需品の提供を行うこども食堂やこども宅食、フードパントリー等（以下「こども食堂等」という。）を実施する事業者の支援を行っているところである。 これらの事業による食事等の支援の効果的な実施方法について把握し、全国の自治体に対し、好事例について広く周知を行うことにより、地域にある様々な場所を活用した、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所の設置を促すとともに、支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みづくりを進めていくことを目的とする。
想定される事業の手法・内容	（１）地域こどもの生活支援強化事業に係る実態調査の実施 地域こどもの生活支援強化事業の実施自治体及び自治体から事業の委託等を受けている団体等に対し、アンケート調査を実施するとともに、好事例と考えられる自治体等に対し、ヒアリング調査を実施する。 （２）ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業に係る実態調査の実施 ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業の実施主体である中間支援法人を通じて、事業実施団体における取組例を収集する。 （３）こども食堂等の事業者向けの事業マップの作成 こども食堂等の事業者が活用可能な支援策や、連携を図ることが望ましい機関などを視覚的に分かりやすく示した関係事業マップを作成する。 （４）その他 調査研究の実施にあたっては、検討委員会の設置もしくは個別ヒアリング等により、必要に応じて有識者等の意見を聴取することとする。 ※本調査研究を進めるにあたっては、支援局家庭福祉課と協議すること。
求める成果物	以下の内容を含む報告書 ・アンケート調査結果のとりまとめ及び分析 ・ヒアリング調査結果等を踏まえた好事例集 ・こども食堂等の事業者向けの事業マップ ・各事業の効果的な実施についての検討結果（課題、考察等） ※報告書の詳細については、支援局家庭福祉課と協議すること。

	※いずれも電子媒体で提出すること。
担当課室・担当者	支援局家庭福祉課 就業・自立支援専門官（050-1704-1859） こどもの貧困対策担当（03-6859-0183）

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題 8	離婚前後の家族への支援についての実態把握等に関する調査研究
調査研究課題を設定 する背景・目的	離婚を考える父母等に対して、こどもの養育やこどもを養育する家庭の生活等について考える機会を提供し、養育費の支払いや親子交流に関する取り決めの促進を図るとともに、ひとり親家庭に対する各種支援に関する情報提供を行うことは、離婚後におけるこどもの心身の健やかな育成を図る上で重要である。また、今般の民法の一部改正により、離婚前後の家族への支援の重要性は一層高まると考えられる。 そのため、本調査研究において、自治体における離婚前後の家族に対する支援（①離婚前後親支援事業、②養育費等支援事業、③親子交流支援事業）の実態を把握することで、支援の現状や課題を整理・分析し、よりよい支援の在り方を検討し、支援体制の強化や政策・制度の充実につなげることを目的とする。
想定される事業の 手法・内容	①離婚前後親支援事業、②養育費等支援事業、③親子交流支援事業について、自治体に対してアンケート調査を実施し、それぞれの事業の実施の有無、離婚前後の家族に対する支援の必要性の認識と実施への障壁（実施していない理由）、現在どのような支援を行っており、どのような効果があるか、また支援を行う上でどのような課題があるか、民間の支援団体等の社会資源の実情など、自治体における支援の実態について調査する。 さらに、既に支援を行っている自治体に対してヒアリング調査を行い、支援を実施するに至るまでの検討過程や準備状況、現在行っている支援の内容や抱えている課題、当該課題の解決に向けて取り組んでいることなど、他の自治体、特にまだ支援を実施していない自治体にとって参考となる内容を収集し、事例集として取りまとめる。 調査研究の実施にあたっては、検討委員会の設置もしくは個別ヒアリング等により、必要に応じて自治体や有識者等の意見を聴取することとする。 ※本調査研究を進めるにあたっては、支援局家庭福祉課と協議すること。
求める成果物	以下の内容を含む報告書 ・アンケート調査結果のとりまとめ及び分析 ・ヒアリング調査結果等を踏まえた事例集 ・各事業の効果的な実施についての検討結果（課題、考察等） ※報告書の詳細については、支援局家庭福祉課と協議すること。 ※いずれも電子媒体で提出すること。
担当課室・担当者	支援局家庭福祉課 就業・自立支援専門官（050-1704-1859） 生活支援係（03-6859-0183）

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題 9	こども政策における障害児支援施策について、国際動向に対応した諸外国の政策等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）において、障害や発達に特性のあるこどもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこどもの置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する、こととされている。また、専門的支援が必要なこどもやその家族への対応のために地域における連携体制を強化することも示されている。 地域におけるインクルージョンの推進、専門的支援が必要なこどもへの連携体制の構築等の政策課題は、現在の我が国のこども政策における障害児支援施策を検討する上で、重要な課題の1つであり、国際的な動向も踏まえる必要がある。 当該課題の検討に当たっては、諸外国における、同様の課題に対応した現行制度・取組に至るまでの議論の経緯、現行制度・取組の具体的な状況、今後の政策の方向性に関する議論の状況等も重要な情報となると考えられる。 このため、諸外国における当該課題への対応等の状況について調査・分析し、各国間の取組状況等の比較を行う。
想定される事業の手法・内容	<内容> 関係諸外国（5か国程度。北米、欧州、アジアを想定）におけるこども政策における障害児施策等の関係施策の取組について、現行制度に至るまでの議論の経過、現行制度・取組（好事例等を含む）の具体的な状況、国際的な評価、今後の政策の方向性に関する議論の状況等について、以下の通り行う。 <手法> 1) 文献調査等とヒアリング ・当該文献やインターネット情報の収集と分析 ・各国の行政機構や有識者等からのオンラインヒアリング等 （なお、下記検討委員会における学識経験者等の参加も念頭においていることから通訳者の手配を行うこと） 2) 検討委員会の設置 国内の学識経験者等で構成する検討会を開催し、構成委員の知見を踏まえて、文献等やヒアリング結果の分析をおこない、地域におけるインクルージョンの推進、専門的支援が必要なこどもへの連携体制の構築等の課題の論点整理を行う。なお、当該課題等に対する日本国内の取組等についても、政策の実施状況等の整理をおこなう。
求める成果物	国際的な動向を踏まえ、こども政策における障害児支援施策の検討に活

	用できる資料集。 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。
担当課室・担当者	支援局 障害児支援課 企画法令係 03-3539-8344

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題 10	保護者の思想信条等に起因する医療ネグレクトに関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	保護者による宗教の信仰等を背景とする児童虐待については、「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」について（令和4年12月27日付厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「Q&A」という。）により、相談対応に当たっての基本的な考え方等が示されている。 令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「保護者による宗教の信仰等に起因する児童虐待に関する調査研究」報告書（以下「報告書」という。）において、児童相談所におけるQ&Aを踏まえた対応や医療機関や学校等におけるQ&Aの周知状況等を把握した。 特に、医療ネグレクトについては、保護者の宗教の信仰に起因するものに限らず、保護者の思想信条等に起因する事例があることが明らかになり、その事例の中には、適切な医療を受けられず亡くなったこどもの事例も見受けられた。また、一時保護するいとまがない等緊急時における対応・課題について国会において指摘をされているところ。ついては、こどもが適切な医療を受けることができるよう児童相談所、医療機関等関係機関に対するヒアリングのほか、一時保護を行ういとまがない緊急時において、こういった法的な課題等があるか等整理を行うものとしたもの。
想定される事業の手法・内容	学識経験者（民法及び刑法関係）、児童相談所及び医療機関関係者等からなる事業検討委員会を設け、 ・ 報告書を踏まえた全国の児童相談所、医療機関等関係機関に対するアンケートにより、Q&Aを踏まえた保護者の思想信条等に起因する医療ネグレクトへの対応状況をアンケート調査（悉皆）する。なお、報告書の事例と重複する事例については、重複する事例と分かるようにすること。 ・ アンケート調査により把握した事例について、「宗教の信仰等を背景とする医療ネグレクトが疑われる事実への対応について」（令和5年3月31日付厚生労働省子ども家庭局長通知）及び「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成24年3月9日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に沿って対応しているかを確認し、 ① 医療機関にて児童相談所長による一時保護を行ういとまがない緊急時以外の場合において、一時保護を実施しなかった（児童相談所に連絡しなかったことを含む）事例がある場合、一時保護を行わなかった理由、対応における課題等について医療機関及び児童相談所に対しヒアリングを行うこと。 ② 医療機関にてこどもの生命に関わる状態であるが児童相談所長による一時保護を行ういとまがない緊急時の場合には、医療機関及び児童相談所に対し、どのように対応したか、対応における課題等について

	てヒアリングを行うこと。 特にこどもの生命に関わる状態であるが一時保護を行ういとまがない緊急時において、こどもに適切な医療を受けさせるためにどういった法的な課題等があるか整理（医療機関の判断による医療行為の実施をめぐる親権や刑法との関係整理）等を行う。 調査等の進め方、事業検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜こども家庭庁担当課担当者と協議すること。
求める成果物	上記の内容を実施し、報告書及びその概要を作成し、提出すること。 併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書及びその概要については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。
担当課室・担当者	支援局虐待防止対策課児童相談第1係（03-6859-0107）

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題 1 1	児童福祉司の階層別研修に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	全国の児童相談所においては、これまでも児童虐待防止対策総合強化プラン等に基づき児童福祉司等の増員を図ってきているが、急速に人材確保を進めてきたことから、経験の浅い児童福祉司等が占める割合が高くなっている。しかしながら、現行の児童福祉司の法定研修は、児童福祉司の任用前・任用後研修、スーパーバイザー研修のみであり、任用後からスーパーバイザー研修を受講するまで（児童福祉司としての勤務が概ね5年程度）の間の義務研修が存在しない。また、自治体からは児童福祉司の業務の特殊性から、代替職員を配置できたとしても遠方まで数日間研修で不在にすることは困難との声も上がっている。 このため、多忙な勤務環境を加味した児童福祉司の資質向上と人材定着・離職防止の観点から、任用後講習会受講後から勤務年数5年未満の児童福祉司を対象とした階層別研修につき、有用な研修コンテンツや研修内容について調査を実施し、到達目標及び研修コンテンツ集の作成を目的とする。
想定される事業の手法・内容	自治体へのアンケート調査や有識者へのヒアリング調査等により、児童福祉司の階層別研修の実情、課題、先進取組例を把握したうえで、先進的な取組を実施している自治体にはヒアリング調査を行う。その際、児童福祉司の人材定着・離職防止に資する施策や取組も併せて把握する。 また、有識者、児童福祉司等からなる検討委員会を設け、勤務年数5年未満の児童福祉司に求められる役割と必要な専門性、体系的な研修カリキュラム等について検討し、これらの検討結果を踏まえて勤務年数5年未満の児童福祉司を対象とした階層別研修の到達目標及び研修コンテンツのリストアップを行う。あわせて、業務多忙な現場の児童福祉司が可能な限り研修を受講できるようオンライン・オンデマンドの手法等も取り入れながら、各人が苦手な領域等の必要な研修を選択し受講できる等のスキルアップが図りやすい手法等を検討する。 なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜こども家庭庁担当課と協議すること。
求める成果物	上記の内容を実施し、報告書、報告書の概要、勤務年数5年未満の児童福祉司を対象とした階層別研修の到達目標及び研修コンテンツ集を作成し、提出すること。 併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書、報告書の概要及び研修カリキュラム案については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。
担当課室・担当者	支援局虐待防止対策課 児童相談第二係（03-6859-0107）

令和 6 年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題 1 2	児童相談所業務におけるデジタル技術の利活用の在り方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加の一途をたどるなど、児童相談所の業務が年々増加する中、児童相談所の職員の負担軽減は喫緊の課題である。児童相談所では日々、児童虐待に関する相談だけでなく、こどもの養育に関する相談や障害に関する相談が電話や来所により幅広く寄せられ、その都度、職員が聞き取りを行い、記録し、虐待相談の場合は緊急受理会議を行うなど、多忙を極めている。そのため、児童相談所において、支援に係る業務に多くの時間を割けるよう、AI（人工知能）を含むデジタル技術の利活用により事務を効率的かつ適切に処理し、優先順位の高い業務に資源を重点的に配分する取組が重要となる。 児童相談所業務における AI の利活用に関しては、実装段階に至っている技術もあり、一部の自治体では業務システムの一環として運用されているほか、開発段階の技術も含め、今後さらに利活用が進むことが期待される。こうした状況のもと、国で開発した一時保護の判断に資する AI ツールについて、児童相談所業務の効率化等に有用であるかを検証した上で実装段階に進むことが重要となる。 本調査研究では、国で開発した AI ツールに関する有用性の検証等を行うとともに児童相談所業務における AI の利活用の在り方を検討することを目的とする。
想定される事業の手法・内容	国で開発した AI ツール（プロトタイプ版、iOS アプリケーションとして稼働）を児童相談所における一時保護の判断に有効活用できるかについて、複数の自治体の協力を得て多角的に検証する。検証過程では関係法令を遵守し、実際の業務で試行するのではなく、回顧的にデータ入力を行うことで検証を実施する。 その上で、AI 領域の学識経験者や児童相談所職員等からなる有識者検討会を設置し、協力自治体での検証結果を踏まえて、児童相談所業務におけるデジタル技術の利活用の在り方について議論し、中長期的な活用構想及び具体的な施策等を取りまとめる。 なお、調査や検証等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、こども家庭庁担当課と協議しながら実施すること。
求める成果物	国で開発した AI ツールに関して、協力自治体における検証結果や有識者検討会における議論等を通じて、報告書及びその概要を作成し、提出すること。 併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書及び報告書の概要については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。
担当課室・担当者	支援局 虐待防止対策課 保護係（03 - 6859 - 0114）